

「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」について

1 「本人以外の連絡先」とは

奨学生本人へ送付する重要な書類が届かないなど、連絡がとれない場合に、**奨学生本人の住所・電話番号を照会できる人**のことです。

奨学生本人が機関保証制度に加入している場合のみ「本人以外の連絡先」を届け出る必要があります。

2 記入上の注意点

※1 新しく「本人以外の連絡先」となる方の署名が必要です。署名していただく前に、必ず「本人以外の連絡先」となることの承諾を得てください。

※2 「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」は、「本人以外の連絡先」として届け出られている方（人）を変更するための届出用紙です。

既に届け出である方の住所・電話番号等を変更する場合は、スカラネット・パーソナル（インターネット）で変更するか、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」で届け出てください。

3 提出先

下記宛先へ郵送にて提出してください。

〒162-8412

東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課